

電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について

当院は医療DX推進の体制に関する以下の事項について施設基準を満たしております。

- オンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- 医療DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、それを活用して診療を行うことについて、院内及びウェブサイトに掲示しています。
- 算定した診療報酬の区分・項目の名称及び点数を記載した詳細な明細書を患者様に無料交付しております。

上記の体制整備に伴い、「電子的診療情報連携体制整備加算」を令和8年6月1日より算定しています。

◆電子的診療情報連携体制整備加算 3

①初診時（月に1回）：4点

②再診時（月に1回）：2点

◆電子的診療情報連携体制整備加算 1（入院料の加算）

①入院初日：160点